

I 収集、利用・提供に関する例外事項（第3条・第5条関係）

4 個保審第 6 号
平成 4 年 9 月 1 4 日

福岡県知事あて

福岡県個人情報保護審議会会長名

個人情報の収集、利用・提供に関する例外事項について（答申）

平成 4 年 9 月 7 日付け情個第 5 2 号をもって諮問のありました福岡県個人情報保護条例第 3 条に規定する思想・信条等の収集の制限、同条に規定する本人外収集の制限、同条例第 5 条に規定する目的外利用・提供の制限に関する事項については、いずれも適当なものと認めます。

なお、当審議会が適当と認める個別の理由は別紙のとおりです。

（別紙）

1 思想・信条等の収集の制限に関する規定の例外事項（条例第 3 条第 2 項ただし書）

(1) 共通事務

番号	共通事務	収集する個人情報	収集の制限事項に係る個人情報の収集を認める理由
1	県民等からの相談、陳情、要望、意見等の中で相談者等が提供する思想・信条、宗教等に関する個人情報を収集する事務	思想・信条、宗教 人種及び民族 犯罪歴 社会的差別の原因となる社会的身分	県民等からの相談、陳情、要望、意見等があった場合、その内容に関して行政側の十分な理解と適切な対応を期待して相談者等から条例第 3 条第 2 項に定める 1 号～4 号の収集の制限事項（1 号思想・信条、宗教、2 号人種及び民族、3 号犯罪歴、4 号社会的差別の原因となる社会的身分）に係る個人情報について述べられることが考えられるが、これらの個人情報は、相談者等の一方的な意思により述べられることもある。これら相談等において、事務の目的の範囲内で当該個人情報を収集する限り、個人情報保護上の問題は起こらないと考えられる。 上記の理由により、当該共通事務における収集の制限事項に係る個人情報の収集については、妥当なものと認める。
2	作文等のコンクール、試験等を行う中で作文、論文等の記載内容に含まれる思想・信条、宗教等に関する個人情報を収集する事務	思想・信条、宗教 人種及び民族 犯罪歴 社会的差別の原因となる社会的身分	各種のコンクールや試験の作文、論文等の記載内容は、表現の自由に基づき自由な意思で記載されるものであり、その中で思想・信条、宗教等に係る個人情報について記載されることが考えられる。 これらコンクール、試験等における作文、論文等において、事務の目的の範囲内で当該個人情報を収集する限り、個人情報保護上の問題は起こらないと考えられる。 上記の理由により、当該共通事務における収集の制限事項に係る個人情報の収集については、妥当なものと認める。

3	栄典、表彰を行う中で選考対象者・候補者の思想・信条、犯罪歴に関する個人情報収集する事務	思想・信条 犯罪歴	栄典、表彰を行う場合、犯罪歴を有するものがその表彰候補者や表彰者となることは、社会通念上、国民、県民等の感情にそぐわないものと考えられる。そのため、犯罪歴の有無を確認する必要がある。 また、その他の表彰等に当たっても、何らかの形で候補者の犯罪歴を収集する必要があるものや表彰の性質上、思想・信条を収集する必要があるものもある。 これら栄典、表彰等の事務において、事務の目的の範囲内で当該個人情報を収集する限り、個人情報保護上の問題は起こらないと考えられる。 上記の理由により、当該共通事務における収集の制限事項に係る個人情報の収集については、妥当なものと認める。
4	非常勤嘱託員の任用を行う中で任用予定者の思想・信条、犯罪歴に関する個人情報収集する事務	思想・信条 犯罪歴	相談業務等に携わる非常勤嘱託員については、客観的・専門的な立場から、あるいは県としての立場から業務を執行しなければならないため、任用に当たっては、一般職に準じた形で思想・信条、犯罪歴に関する情報を収集する必要があるが生じる。 これら非常勤嘱託員の任用事務において、事務の目的の範囲内で当該個人情報を収集する限り、個人情報保護上の問題は起こらないと考えられる。 上記の理由により、当該共通事務における収集の制限事項に係る個人情報の収集については、妥当なものと認める。
5	土地、家屋等を取得する中で墳墓、神社、仏閣、教会等の宗教施設の改葬、移転費用や供養、祭礼費用の補償を適正に行うため、宗教に関する個人情報収集する事務	宗教	公共・公益事業において土地、家屋等を取得する場合、墳墓、神社、仏閣、教会等の宗教施設の改葬、移転が必要となる時、その改葬、移転費用や供養、祭礼に要する経費の補償費用の算定のため、土地、家屋等所有者の宗教を収集する必要がある生じる。 これら土地、家屋等を取得する事務において、事務の目的の範囲内で当該個人情報を収集する限り、個人情報保護上の問題は起こらないと考えられる。 上記の理由により、当該共通事務における収集の制限事項に係る個人情報の収集については、妥当なものと認める。
6	海外からの研修者、来客等の受入れを行う中で滞在中の生活に支障をきたさないよう、また、相手方の生活	宗教	海外からの各種の研修者や来客を受け入れる場合、宗教に基づく食事の制限や生活習慣に違いがあるため、相手方の宗教を把握し、研修者や来客に対する滞在中の適切な対応を図る必要がある。 これら海外研修者等の受入事務において、事務の目的の範囲内で当該個人情報を収集する限り、個人情報保護上の問題は起こらないと考えられる。 上記の理由により、当該共通事務における収集の制

	習慣の違いに適切に対応するため宗教に関する個人情報を収集する事務		限事項に係る個人情報の収集については、妥当なものと認める。
7	地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に係る事業を行う中でその事業の対象者を確認するため、社会的差別の原因となる社会的身分に関する個人情報を収集する事務	社会的差別の原因となる社会的身分	県が地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に係る特別措置法に係る各事業を行うに際し、その対象となる者が歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域の出身者であるという事実を確認するという必要があることから、対象者の社会的差別の原因となる社会的身分に関する個人情報を収集することになる。 これら地域改善特別措置法に係る事業において、事務の目的の範囲内で当該個人情報を収集する限り、個人情報保護上の問題は起こらないと考えられる。 上記の理由により、当該共通事務における収集の制限事項に係る個人情報の収集については、妥当なものと認める。

(2) 単独事務

下記の各単独事務についても、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために、収集する必要があると思われるため、収集の制限事項に係る個人情報の収集については、妥当なものと認める。

番号	事務の名称	所管課室所名	個人の類型	収集する個人情報
8	駐留軍従業員の採用事務	県政情報課	就職希望者	思想・信条 人種及び民族 犯罪歴
9	農薬安全指導士認定事務	農業技術課	申請者	犯罪歴
10	生活保護事務	各福祉事務所	生活保護申請者及び生活保護受給者	思想・信条、宗教 犯罪歴 社会的差別の原因となる社会的身分
11	婦人保護事務	婦人相談所	要保護女子	犯罪歴
12	措置入院に係る精神事務	各保健所	警察に保護されている者	犯罪歴
13	デイケア事務（精神患者の通院による社会復帰指導訓練事務）	各保健所	デイケア参加者	思想・信条、宗教 犯罪歴
14	診療に関する事務	各病院	患者、家族	思想・信条、宗教 犯罪歴

2 本人外収集の制限に関する規定の例外事項（条例第3条第3項第7号）

(1) 共通事務

番号	共通事務	本人外収集を認める理由
1	（栄典、表彰等の選考） 栄典、表彰等の選考を行うため、選考対象者の氏名、住所、経歴、推薦の理由その他選考対象者に関する個人情報をも本人以外の者から収集する事務	① 栄典、表彰等の事務の性質上、本人に知られることにより、事務の公正な運営に支障をきたしたり、本人に事前に期待をいだかせることにより対象外となった場合の不信感につながる等事務の円滑な実施を困難にするおそれがある。 ② 本人から収集したのでは、情報の客観性、正確性を確保することができず、栄典、表彰等の事務の目的の達成に支障が生ずる ③ 推薦という事柄の性質上、本人から収集することはできない。 上記の理由により、当該共通事務における個人情報の本人外収集については、妥当なものと認める。
2	（団体等の指導等） 団体又は事業を営む個人（以下「団体等」という。）に対する指導等を行うため、団体等の職員若しくは構成員の個人情報を、又は当該団体等が設置若しくは運営している施設の利用者、入所者等に関する個人情報を当該団体等から収集する事務	① 当該団体等でなければ保有していない情報である。たとえば、当該団体等から収集しなければ、誰が職員であるか分からない。 ② 情報の客観性、正確性を確保するためには、当該団体等から収集する必要がある。 ③ 当該団体等の指導等に際して、指導等に必要な範囲内で行政機関が職員、構成員等の個人情報や利用者、入所者等の個人情報を収集することは、一般的な予測の範囲内であり、当該個人が当該団体等に個人情報を提供した際に許容している範囲内であると考えられる。 上記の理由により、当該共通事務における個人情報の本人外収集については、妥当なものと認める。
3	（補助金の算定） 団体等に対し、その事業活動を助成する目的で交付する補助金等の算定の基礎資料とするため、当該団体等の職員、構成員の個人情報を、又は施設の利用者、入所者等に関する個人情報を当該団体等から収集する事務	① 当該団体等でなければ保有していない情報である。たとえば、当該団体等から収集しなければ、誰が職員であるか分からない。 ② 情報の客観性、正確性を確保するためには、当該団体等から収集する必要がある。 ③ 当該団体等の補助金等の算定に際して、算定に必要な範囲内で行政機関が、職員、構成員等の個人情報や利用者、入所者等の個人情報を収集することは、一般的な予測の範囲内であり、当該個人が当該団体等に個人情報を提供した際に許容している範囲内であると考えられる。 上記の理由により、当該共通事務における個人情報の本人外収集については、妥当なものと認める。
4	（特別職の委員等の選任） 特別職の委員等を選任するため、委員等候補者に関する個人情報を当該委員等候補者が所属する団体等か	① 委員等の適任者を幅広く求めるため、関係団体から適任者の個人情報を収集する必要がある。 ② 本人から収集したのでは、情報の客観性、正確性を確保することができず、委員等の選考、任命等の事務の目的の達成に支障が生ずる。

	ら収集する事務	③ 当該団体の推薦の場合は、推薦という事柄の性質上、本人から収集することができない。 ④ 選考、任命等の事務の性質上、事前に本人に知られることにより、事務の公正な運営に支障をきたしたり、本人に期待をいだかせることにより対象外となった場合の不信感につながる等事務の円滑な実施を困難にするおそれがある。 上記の理由により、当該共通事務における個人情報の本人外収集については、妥当なものと認める。
5	(指導員等の委嘱) 指導員、普及員等を委嘱するため、候補者に関する個人情報を関係団体等から収集する事務	① 情報の客観性、正確性を確保するため、関係団体等から適任者の個人情報を収集する必要がある。 ② 推薦という事柄の性質上、本人から収集することができない。 上記の理由により、当該共通事務における個人情報の本人外収集については、妥当なものと認める。
6	(助言者の人選) 特定の事項について県が助言者等の人選を行うため、候補者に関する個人情報を本人以外の者から収集する事務	① 適任者を幅広く求めるため、本人以外の者から候補者の個人情報を収集する必要がある。 ② 情報の客観性、正確性を確保するため、本人以外の者から適任者の個人情報を収集する必要がある。 上記の理由により、当該共通事務における個人情報の本人外収集については、妥当なものと認める。
7	(相談) 各種相談に際し、相談者以外の個人情報を相談者から収集する事務	① 相談の内容に相談者以外の個人情報を含む場合、相談者以外の個人情報を含む相談内容を正確に把握することなしには、適切な助言等を行うという相談業務の目的を達成することができない。 ② 相談の内容は、相談者の自由な意思に基づいて一方的に提供されるものであり、その性質上収集を拒むことができない。 上記の理由により、当該共通事務における個人情報の本人外収集については、妥当なものと認める。
8	(陳情、要望等) 各種陳情、要望等に際し、陳情者、要望者等以外の個人情報を陳情者、要望者等から収集する事務	① 陳情、要望等の内容に陳情者、要望者以外の個人情報を含む場合、それらの個人情報を含む陳情、要望等の内容を正確に把握することなしには、陳情、要望等を適切に処理するという目的を達成することができない。 ② 陳情、要望等の内容は、陳情者、要望者等の自由な意思に基づいて一方的に提供されるものであり、その性質上収集を拒むことができない。 上記の理由により、当該共通事務における個人情報の本人外収集については、妥当なものと認める。
9	(意見、主張、見解等) 県民等から電話、手紙あるいは会議場において、意見、主張、見解等を受けるに際し、第三者の個人情報を当該県民等から収集する	① 意見、主張、見解等の内容にそれを表明する県民等以外の個人情報を含む場合、それらの個人情報を含む意見、主張、見解等の内容を正確に把握することなしには、意見、主張、見解等に適切に対応し、当該意見、主張、見解等に係る事務又は事業の円滑な実施を困難にするおそれがある。

	事務	② 意見、主張、要望等の内容は、それを表明する県民等の自由な意思に基づいて一方的に提供されるものであり、その性質上収集を拒むことができない。 上記の理由により、当該共通事務における個人情報の本人外収集については、妥当なものと認める。
1 0	(所在確認等) 本人の所在確認等のため、家族、本人が所属する団体等から本人の個人情報を収集する事務	① 事柄の性質上、本人から収集することができない。 上記の理由により、当該共通事務における個人情報の本人外収集については、妥当なものと認める。
1 1	(参考資料の収集) 県の他の機関、国、他の都道府県、市町村その他の者から送付された資料の中に名簿等の個人情報が含まれることのある事務	① 県の他の機関、国等の事務又は事業の目的に基づいて一方的に送付されるものであり、その性質上収集を拒むことができない。 ② 報告書等の一部である場合などは、個人情報の部分のみを除いて収集することが事実上困難である。 上記の理由により、当該共通事務における個人情報の本人外収集については、妥当なものと認める。

番号	共通事務	本人外収集を認める理由
2 8	県有施設等における防犯カメラによる撮影により、個人の容姿、性別及び行動内容等の個人情報を収集する事務 ただし、個人情報の取扱いについて、次のすべての事項を満たす場合に限る。 (1) 防犯カメラによる個人情報の収集は、防犯目的を達成するために必要なこと。 (2) 防犯カメラの画像表示装置又は録画装置の操作を行う者及び画像又は記録媒体にアクセスできる者を必要最小限の者とする。 (3) 防犯カメラの設置に当たっては、原則として撮影対象区域毎にその区域内又はその付近の見やすい場所に管理責任者の職名、連絡先及び防犯カメラを設置している旨を表示すること。 (4) 画像の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理に必要な措置を講じること。 (5) 画像の保存期間は、設置目的を達成するために必要最小限とし、保存期間を経過した画像記録は確実に消去するか又は廃棄すること。	① 施設・設備の効果的・効率的な防犯対策をとるためには、防犯カメラにより撮影した画像を記録し、事後に検証する必要がある。 ② 防犯カメラによる撮影という事務の性質上、被撮影者の個別の了解を得ることは事務上困難である。
2 9	県の広報活動の推進等、公益上の必要が認められる写真、動画(例：祭り、パレード、講演会の写真、動画)の撮影等において、その容貌等の個人情報が含まれることのある事務。ただし、本人から当該撮影等を望まない旨の申出があった場合は除くなど、被撮影者の権利利益を不当に侵害することのないよう、できる限り配慮するものに限る。	① 県の広報活動の推進等を図るためには祭りの風景などを撮影する公益上の必要性があるが、その際、個人の容貌等を撮影しないことは困難である。 ② 多人数又は動きのある者の写

		真、動画の撮影等に際して、被撮影者の個別の了解を得ることは事実上困難である。 上記の理由により、当該共通事務における個人情報の本人外収集については、妥当なものと認める。
--	--	--

※28 平成17年8月22日17個保審第2号－2により追加

※29 平成18年3月10日17個保審第9号により追加

(2) 単独事務

下記の各単独事務についても、本人から収集することにより個人情報を取り扱う事務の目的の達成に支障が生じ、又は円滑な実施を困難にするおそれがあると思われるため、個人情報の本人外収集については、妥当なものと認める。

番号	事務の名称	所管課室所名	収集先	個人の類型
12	公文書開示請求に係る調整事務	県政情報課	情報公開条例の実施機関	対象公文書に記載された個人
13	公文書開示、自己情報の開示・訂正・是正の申出における第三者情報の調査事務	各課室所 (県政情報課)	請求・訂正又は是正の申出に係る第三者	開示・訂正請求者 是正の申出者 開示・訂正請求・是正の申出に係る情報にかかわる個人
14	職員の任免等に関する事務	各課室所 (人事課)	本人以外の所属職員 他の実施機関 職員に関する個人情報を保有する者	所属職員 配偶者 子供その他親族等
15	女性関係人材情報バンクに係る事務	女性政策課	県内市町村、学校、女性団体、公民館関係	候補者
16	森林簿作成事務	治山課	市町村、森林組合等	森林所有者
17	各公共職業訓練校の訓練生に対する災害見舞金支給事務	職業能力開発課	家族	被災した訓練生
18	児童措置弁償金徴収額決定事務	各児童相談所	福祉事務所(県)、市町村	本人 納入義務者
19	里親に関する事務	各児童相談所	市町村、民生委員	里親希望者
20	入所児童の健康管理事務	各児童施設	家族、市町村、医療機関	入所児童 家族
21	入所者の健康管理事務	老人ホーム	家族、市町村、医療機関	入所者 家族
22	精神保健法による措置入院者の費用	各保健所	市町村	本人 家族

	徴収額認定に係る 精神保健事務			
23	社会適応訓練実績 報告事務	各保健所	職親、医療機関	対象者
24	診療に関する事務	各病院	家族、他の医療機関、 市町村	患者
25	がん登録事務	保健環境研究所	医療機関	患者
26	自己情報の利用停止 請求における第三者 情報の調査事務	各課室所 (県民情報広報 課)	利用停止請求に係る第 三者	利用停止請求者 利用停止請求に係る 情報にかかわる個人

27	事務の名称	産業廃棄物不法投棄等画像監視システムによる撮影及び記録に関する事務		
	所管課名	環境部監視指導課		
	事務の目的	不法投棄をはじめとした産業廃棄物の不適正処理の早期発見・早期是正		
	収集先	県内の不法投棄多発箇所等に設置された監視カメラ		
	個人の類型	産業廃棄物不法投棄等監視カメラにより撮影された個人		
	理由	次のとおり、公益上の必要があり、個人情報について必要な保護措置が講じられていると認められるため。 (1) 画像監視システムによる個人情報の収集は、不法投棄をはじめ産業廃棄物の不適正処理の早期発見・早期是正を図るという目的を達成するために必要である。 (2) 画像監視システムの画像表示装置又は画像記録装置の操作を行う者及び画像又は記録媒体にアクセスできる者が必要最小限の者に限定されている。 (3) 画像の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理に必要な措置が講じられている。 (4) 画像の保存期間は適切な期間設定がされており、保存期間を経過した画像は確実に消去するか又は廃棄することとされている。		

※26 平成17年3月23日16個保審第4号により追加

※27 平成17年8月22日17個保審第2号により追加

3 目的外利用・提供の制限に関する規定の例外事項（条例第5条第2項第6号）

(1) 共通事務

番号	共通事務	目的外利用・提供を認める理由
1	法律の規定に基づく裁判所からの照会に応じて個人情報を提供する事務 ただし、当該個人情報を使用する目的に公益性がある場合又は実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、かつ、いずれの場合も提供する個人情報の内容、当該目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないときに限る。	① 法律の規定に基づく要求であり、公共団体の機関として当該規定の趣旨を十分に尊重して処理する必要がある。 左記ただし書の要件を満たした当該共通事務における提供については、妥当なものと認める。
2	訴訟当事者である県が訴訟資料として裁判所に個人情報を提供する事務 ただし、当該個人情報を使用する目的に公益性がある場合又は実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、かつ、いずれの場合も提供する個人情報の内容、当該目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないときに限る。	① 法律の規定に基づく要求であり、公共団体の機関として当該規定の趣旨を十分に尊重して処理する必要がある。 左記ただし書の要件を満たした当該共通事務における提供については、妥当なものと認める。
3	行政機関が法令に基づき実施する事務に関して行う照会に応じて個人情報を利用させ、又は提供する事務 ただし、当該行政機関が法令に基づき実施する事務の遂行に必要な範囲内で当該個人情報を取り扱う場合であって、当該個人情報を使用する目的に公益性が認められ、当該個人情報を照会することについて合理的理由があり、かつ、いずれの場合も当該個人情報の内容、当該個人情報を使用する目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないときに限る。	① 当該行政機関が法令に基づく事務を遂行するために必要な情報であり、当該個人情報を使用する公益上の必要性が認められる。 ② 当該個人情報を利用し、又は提供を受けなければ、当該行政機関は改めて本人から収集しなければならなくなる等、時間、経費がかかるとともに、本人にも負担をかけるので、行政運営の効率化、行政サービスの向上の観点から回答する必要がある。 ③ 行政機関は、住民の福祉の向上を図るため相互に協力して適切な事務執行を行うことが要請されている。 ④ 当該行政機関が本人から収集できないことについて合理的な理由がある場合がある。 ⑤ 当該行政機関の職員も守秘義務を負っており、みだりに当該個人情報が公開されるおそれがない。 上記の理由により、当該共通事務における個人情報の利用・提供については、

		妥当なものと認める。
4	弁護士法の規定に基づく弁護士会からの照会に応じて個人情報を提供する事務 ただし、当該個人情報を使用する目的に公益性がある場合又は実施機関から提供を受けなければ当該目的を達成することが困難な場合であり、かつ、いずれの場合も提供する個人情報の内容、当該目的その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないときに限る。	① 強制力はないが法律の規定に基づく照会であり、公共団体の機関として当該規定の趣旨を十分に尊重して処理する必要がある。 左記ただし書の要件を満たした当該共通事務における提供については、妥当なものと認める。
5	実施機関が行う他の事業の案内又は刊行物の送付のため名簿等の個人情報を当該実施機関内に利用させ、又は当該実施機関以外のもので公益性を有する団体等に提供する事務 ただし、案内又は刊行物の送付による利益を受けるのは当該個人であるので、当該個人が案内又は送付を拒んでいる場合を除く。	① 実施機関が実施した事業の参加者等に対して、当該実施機関又は当該実施機関以外のもので公益性を有する団体等が、関連する事業の案内をし、又は関連する刊行物を送付することは、当該個人が通常予測している範囲内である。特に、既に案内状又は刊行物を送付してきている場合は、本人が了解していると判断される場合が多い。 ② 需要が見込まれる場合であり、事業の案内、刊行物の送付を効率的に行うことができるので、既に保有している個人情報を利用させ、又は提供する必要がある。 上記の理由により、当該共通事務における個人情報の利用・提供については、妥当なものと認める。
6	講師、委員等の人選のため、個人情報を当該実施機関に利用させ、又は県の他の機関、国、他の都道府県若しくは市町村に提供する事務 ただし、個人情報を取り扱う側の事務上の支障等から本人収集が困難な場合又は本人同意が得難い場合に限る。	① 講師、委員等を人選する機関が、直接本人から収集したのでは、情報の客観性、正確性を確保することができず、講師、委員等の人選の事務の目的の達成に支障が生ずるおそれがあるので、当該実施機関が利用させ、又は国等に提供する。 ② 個人情報を利用し、又は提供を受ける機関は、適任者を幅広く求めるため、多くの機関から講師、委員等の実績を収集する必要がある。 上記の理由により、当該共通事務における個人情報の利用・提供については、妥当なものと認める。
7	各種統計作成の資料として個人情報を当該実施機関に利用させ、又は当該実施機関以外のものに提供する事務 ただし、当該統計作成に公益性があり、当該個人情報を利用し、又は提供を受け	① 個人情報を利用し、又は提供を受ける目的に公益性がある。 ② 特定の個人が識別できない形で取り扱われる場合であり、個人の権利利益を侵害するおそれがない。

	る者が速やかに特定の個人を識別できない形にして取り扱う場合に限る。	上記の理由により、当該共通事務における個人情報の利用・提供については、妥当なものと認める。
8	報道機関の取材、要請に応じて個人情報を提供する事務 ただし、報道機関を通じて一般県民に知らせることが本来の目的に関連し、矛盾しない場合又は社会的関心が高い等一般県民に知らせる公益上の必要性がある場合で、かつ、いずれの場合も当該個人情報の内容その他の事情からみて本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないときに限る。	① 本来の目的に含まれていない場合でも、当該目的に関連し、矛盾しない場合には、本来の目的の達成に資する場合がある。 ② 対象となっている事柄の性質、当該個人情報の内容、社会的関心の高さ、公表した場合の影響等から判断して社会通念上許容される範囲内である場合は、取材に応じ、又は発表することが妥当であり、また、犯罪、事故等特別の理由がある場合は発表する必要性がある場合もある。 上記の理由により、当該共通事務における個人情報の利用・提供については、妥当なものと認める。

(2) 単独事務

下記の各単独事務についても、公益上必要があると思われるため、個人情報の目的外利用・提供については、妥当なものと認める。

番号	事務の名称	所管課室所名	個人の類型	目的外利用・提供の概要	利用・提供先
9	恩給請求事務	援護課	旧陸軍軍人 軍属	叙位、叙勲、大臣表彰申請及び平和祈念事業における外地経験年数の情報を提供している。	人事課 他の実施機関等 平和祈念事業基金
10	浄化槽設置の届出事務	各保健所	設置者	浄化槽協会の照会に応じて個人情報を提供している。	浄化槽協会
11	道路・河川・国有財産管理事務	各土木事務所	申請者	公有地の管理のため、許可内容、境界等の個人情報を提供している。	関係各課 市町村
12	用地補償事務	各土木事務所 各ダム建設事務所	被補償者	用地取得の取引事例調査のため、利用させ、又は提供している。	土木事務所 市町村
13	浄化槽関係事務	各保健所	浄化槽設置者	保守点検登録業者及び清掃許可業者の照会に応じて浄化槽設置者の個人情報を提供すること。	保守点検登録業者及び 清掃許可業者
14	地域振興券交付事業に係る市町村への協力事務	児童家庭課 障害者福祉課 健康対策課	特別児童扶養手当の支給に係る障害児、(略) 盲児施設入所者、(略) 原爆被爆者	地域振興券の交付対象者のうち、市町村では名簿等を備えていない手当受給者及び社会福祉施設入所者等の個人情報(名簿)を提供すること。	市町村

			諸手当受給者		
		各福祉事務所	障害児福祉手当の受給者、(略)		
		各児童相談所	乳児院入所者、(略)		
		女性相談所	婦人保護施設入所者		
		双葉老人ホーム	入所者		
		福岡学園			
		百道松風園			
		田川湯山荘			
		筑後いずみ園			
		若久緑園			
		粕屋新光園			
		健康対策課	らい予防法の廃止に関する法律に基づき援護を受けている者	らい予防法の廃止に関する法律に基づき援護を受けている者の代理人として、健康対策課長が地域振興券の申請、受領、交付事務を行うため、同課が保有する個人情報を利用すること。	健康対策課
15	建設工事における指名停止を受けた事業者名等の情報提供事務	管財課	福岡県建設工事競争入札参加資格者名簿に記載されている建設業者(個人事業者)	「指名停止決定(変更・解除)通知書」の写しを指名停止の期間中、県民情報センター及び地区県民情報コーナーに行政資料として配架し、閲覧に供する。	県民等
16	保育士登録に係る登録者及び登録取消者の情報提供事務	児童家庭課	保育士登録に係る二重登録者及び登録取消者	保育士登録業務を委託する社会福祉法人日本保育協会登録事務処理センターを通じて、各都道府県に対して二重登録申請者及び登録取消しを受けた者の個人情報を提供する。	都道府県
17	建築士の個人情報提供事務	建築指導課	一級建築士、二級建築士及び木造建築士	建築士法違反の疑いがある建築士の個人情報を提供する。	国 都道府県
	建築士及び建築士事務所の処分情報の提供	建築指導課	一級建築士、二級建築士、木造建築士	処分を受けた建築士及び建築士事務所に係る処分情報を提供する。	国 都道府県 特定行政庁

	供事務		及び建築士 事務所の開 設者		民間指定確 認検査機関
--	-----	--	----------------------	--	----------------

- ※13 平成 5 年 4 月 2 0 日 5 個保審第 2 号により追加
 ※14 平成 1 1 年 1 月 2 6 日 1 0 個保審第 8 号により追加
 ※15 平成 1 5 年 3 月 2 7 日 1 4 個保審第 1 6 号により追加
 ※16 平成 1 5 年 5 月 2 8 日 1 5 個保審第 2 号により追加
 ※17 平成 1 5 年 9 月 2 5 日 1 5 個保審第 3 号により追加

II 電子計算組織の結合による個人情報の提供（第6条関係）

- 1 福岡県学習情報提供システム（平成7年4月26日7個保審第4号教育委員会あて答申）
下記オンライン結合による個人情報の提供については、適当なものと認めます。

オンライン結合に係るシステムの名称	福岡県学習情報提供システム
オンライン結合の相手方	県内市町村教育委員会等
提供する個人情報	人材情報

- 2 インターネットのホームページによる行政情報提供事務（平成11年1月26日10個保審第9号知事あて答申）
内容省略。13の答申に一本化

- 3 インターネットのホームページによる行政情報提供事務（平成11年1月26日10個保審第9号の2教育委員会あて答申）
内容省略。13の答申に一本化

- 4 インターネットのホームページによる行政情報提供事務（平成11年1月26日10個保審第9号の3人事委員会あて答申）
内容省略。13の答申に一本化

- 5 法令の規定に基づき、通信回線による電子計算組織の結合により個人情報を実施機関以外のものへ提供する事務（平成13年7月23日13個保審第4号知事あて答申）
内容省略。平成16年条例改正により条例第6条第1号を設けたため。

- 6 インターネットのホームページによる福岡県知事登録貸金業者名簿の情報提供事務（平成14年11月7日14個保審第9号知事あて答申）
内容省略。7の内容に改正

- 7 インターネットのホームページ（福岡県ホームページ及び金融庁貸金業者情報検索サービス）による福岡県知事登録貸金業者登録情報の提供事務（平成15年3月20日14個保審第17号知事あて答申）
条例第6条の規定に係る個人情報の提供については、下記のとおり適当なものと認めます。

事務の名称	インターネットのホームページ（福岡県ホームページ及び金融庁貸金業者情報検索サービス）による福岡県知事登録貸金業者登録情報の提供事務
-------	---

所管課名	経営金融課
事務の目的	時間的、場所的な制約を超えて福岡県知事登録貸金業者の名簿を積極的に情報提供することにより、無登録の違法業者による被害を未然に防止する。
識別される個人の類型	貸金業の規制等に関する法律（昭和５８年法律第３２号）第３条第１項の規定に基づき福岡県知事に登録された貸金業者のうち、個人事業者
提供する個人情報の種類	登録番号、人格（法人、個人の別）、登録年月日、氏名、氏名のフリガナ、名称、郵便番号、営業所所在地、営業所電話番号及び行政処分情報（業務停止期間中の場合にその旨を表示）
提供の相手方	県民等（インターネット利用者）
個人情報の取扱い	電子計算組織の結合による個人情報の提供について（平成18年3月10日17個保審第６号）の別添の表の「個人情報の取扱い」の項による。ただし、同項中(4)及び(6)を除く。

８ インターネットのホームページによる競争入札参加資格者名簿（物品）及び指名・入札結果の情報提供事務（平成１６年３月１日１５個保審第７号知事あて答申）

条例第６条の規定に係る個人情報の提供については、下記のとおり適当なものと認めます。

事務の名称	インターネットのホームページによる競争入札参加資格者名簿（物品）及び指名・入札結果の情報提供事務
所管課名	管財課
事務の目的	(1)入札・契約手続の透明性の確保のため (2)県民の利便性を高めるため
識別される個人の類型	競争入札参加資格者名簿(物品)に登載されている業者(個人事業者)
提供する個人情報の種類	(1) 競争入札参加資格者名簿(物品) 資格者番号、取引地区、商号・名称、業種、本店所在地区、所在地、代表者、郵便番号、電話番号、FAX番号、第２希望取引地区、第２希望業種、障害者雇用状況、ISO取得状況、明細情報 (2) 指名・入札結果 件名、指名業者名、指名通知年月日、入札年月日、入札業者名、入札金額、落札業者名、落札金額
提供の相手方	県民等（インターネット利用者）
個人情報の取扱い	電子計算組織の結合による個人情報の提供について（平成18年3月10日17個保審第６号）の別添の表の「個人情報の取扱い」の項による。ただし、同項中(4)及び(6)を除く。

９ インターネットのホームページによる各種試験の合格者受験番号情報提供事務（平成１８年３月１０日１７個保審第４号人事委員会あて答申）

条例第６条の規定により提供を制限される個人情報には該当しないと認められる。

- 10 インターネットのホームページによる各種試験の合格者等受験番号情報提供事務（平成18年3月10日17個保審第4号－2警察本部長あて答申）
内容省略。9の内容と同じ
- 11 インターネットのホームページによる警察情報提供事務（平成18年3月10日17個保審第5号警察本部長あて答申）
内容省略。13の答申に一本化
- 12 インターネットのホームページによる公安委員会情報提供事務（平成18年3月10日17個保審第5号－2公安委員会あて答申）
内容省略。13の答申に一本化
- 13 インターネットのホームページによる行政情報提供事務（平成18年3月10日17個保審第6号知事あて答申）
条例第6条の規定に係る個人情報の提供については、共通事務として下記のとおり適当なものと認めます。

事務の名称	インターネットのホームページによる行政情報提供事務
事務の目的	時間的・場所的な制約を超えた行政情報の提供を積極的に行うことにより、行政サービスの向上と事務事業の推進を図る。
識別される個人の類型	講師、指導的人材、実施機関が行うイベント参加者、児童生徒、実施機関の職員等
提供する個人情報の種類	氏名、住所、所属・役職名、写真、研究内容、意見等
提供の相手方	県民等（インターネット利用者）
個人情報の取扱い	インターネットのホームページによる行政情報提供事務における個人情報の取扱いについて 福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」という。）の規定により実施機関以外のものへ提供することができる個人情報は、次のすべての事項を満たす場合に限り、インターネットのホームページにより県民等（インターネット利用者）に対して提供するものとする。 ただし、条例第6条の規定に基づき、本取扱いとは別に改めて福岡県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で提供を決定した場合は、この限りでない。 (1) ホームページによる個人情報の提供が事務事業の目的達成のため、より効果的であると認められること。 (2) ホームページによる個人情報の提供について、住民福祉の向上、住民負担の軽減になる等、公益上の必要が認められること。 (3) 条例第3条第2項各号に規定する事項に関する個人情報は提供さ

	れないこと。
	(4) ホームページによる個人情報の提供について本人の同意があり、かつ、提供する個人情報の範囲及び提供期間について本人が選択できること。なお、本人が未成年者又は禁治産者である場合は、本人及びその法定代理人の双方について同様の措置が講じられること。
	(5) ホームページによる個人情報の提供について、著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第9号の5に規定する送信可能化を行う職員が限定されること。
	(6) ホームページで提供されている個人情報について、本人又はその法定代理人から、誤りがあるとして申出があった場合又は継続して提供されることを望まない旨の申出があった場合は、直ちに当該個人情報の提供を中止する措置が講じられること。
	(7) 障害時における情報の安全性を確保するための適切な措置が講じられること。
	(8) 障害を速やかに回復するために適切な措置が講じられること。

14 インターネットのホームページによる指名手配被疑者等情報提供事務（平成18年3月10日17個保審第7号警察本部長あて答申）

条例第6条の規定に係る個人情報の提供については、下記のとおり適当なものと認めます。

事務の名称	インターネットのホームページによる指名手配被疑者等情報提供事務
所管課名	警察本部刑事総務課、組織犯罪対策課
事務の目的	指名手配被疑者等の個人情報をインターネットのホームページに掲載し、時間的・場所的な制約を超えた情報提供を行うことにより、指名手配被疑者の早期発見・逮捕、重要凶悪事件の未然防止を図る。
識別される個人の類型	公開指名手配被疑者、指定暴力団代表者等
提供する個人情報の種類	氏名、年齢、写真、特徴、犯行罪名等
提供の相手方	県民等（インターネット利用者）
個人情報の取扱い	電子計算組織の結合による個人情報の提供について（平成18年3月10日17個保審第6号）の別添の表の「個人情報の取扱い」の項による。ただし、同項中(4)及び(6)を除き、(3)を以下のとおりとする。 (3)条例第3条第2項第2号及び第4号に規定する事項に関する個人情報は提供されないこと。

15 インターネットのホームページによる自動車運転代行業者情報提供事務（平成18年3月10日17個保審第8号公安委員会あて答申）

条例第6条の規定に係る個人情報の提供については、下記のとおり適当なものと認めます。

事務の名称	インターネットのホームページによる自動車運転代行業者情報提供事務
-------	----------------------------------

所管課名	公安委員会
事務の目的	時間的、場所的な制約を超えた自動車運転代行業者情報の提供を積極的に行うことにより、利用者の利便性を確保するとともに、飲酒運転の未然防止、無申請営業者の事前排除、交通の安全及び利用者の保護を図る。
識別される個人の類型	認定自動車運転代行業者
提供する個人情報の種類	運転代行業者名、営業の拠点、認定番号
提供の相手方	県民等（インターネット利用者）
個人情報の取扱い	電子計算組織の結合による個人情報の提供について（平成18年3月10日17個保審第6号）の別添の表の「個人情報の取扱い」の項による。ただし、同項中(4)及び(6)を除く。

16 インターネットのホームページによる県の広報活動に必要な行政情報提供事務（平成18年3月10日17個保審第10号知事あて答申）

条例第6条の規定に係る個人情報の提供については、共通事務として下記のとおり適当なものと認めます。

事務の名称	インターネットのホームページによる県の広報活動に必要な行政情報提供事務
事務の目的	県の広報活動（県行政の現状及び施策等を広く県民に周知し、その理解と協力を求めるとともに、これを県政に反映させようとする活動）の円滑な推進を図る。
識別される個人の類型	県の広報活動に使用される写真、動画等に載った者
提供する個人情報の種類	写真、動画等
提供の相手方	県民等（インターネット利用者）
個人情報の取扱い	インターネットのホームページによる県の広報活動に必要な行政情報提供事務における個人情報の取扱いについて 福岡県個人情報保護条例（平成16年福岡県条例第57号。以下「条例」という。）の規定により実施機関以外のものへ提供することができる個人情報は、次のすべての事項を満たす場合に限り、インターネットのホームページにより県民等（インターネット利用者）に対して提供するものとする。 ただし、条例第6条の規定に基づき、本取扱いとは別に改めて福岡県個人情報保護審議会の意見を聴いた上で提供を決定した場合は、この限りでない。 (1) ホームページによる個人情報の提供が事務事業の目的達成のため、より効果的であると認められること。 (2) ホームページによる個人情報の提供について、住民福祉の向上、住民負担の軽減になる等、公益上の必要が認められること。 (3) 条例第3条第2項各号に規定する事項に関する個人情報は提供されないこと。

- (4) ホームページによる個人情報の提供について本人の同意を得ること。ただし、本人の同意を得ることが困難な場合はこの限りでない。
- (5) ホームページによる個人情報の提供について、著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第9号の5に規定する送信可能化を行う職員が限定されること。
- (6) ホームページで提供されている個人情報について、本人又はその法定代理人から、誤りがあるとして申出があった場合又は継続して提供されることを望まない旨の申出があった場合は、直ちに当該個人情報の提供を中止する措置が講じられること。
- (7) 障害時における情報の安全性を確保するための適切な措置が講じられること。
- (8) 障害を速やかに回復するために適切な措置が講じられること。